

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑（従来型）

重要事項説明書

1 特別養護老人ホームふじみ苑の概要

(1) サービスの種類

| | |
|----------|----------------------|
| 施設名称 | 特別養護老人ホームふじみ苑 |
| 所在地 | 埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人福祉施設（1172900514） |

(2) 施設の職員体制

| 職務 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|---------|----|-----|--------|----|
| 施設長 | 1 | | 管理責任 | 1 |
| 医師 | | 6※ | 健康管理 | 6 |
| 生活相談員 | 4※ | | 生活相談 | 4 |
| 管理栄養士 | 1※ | | 栄養管理 | 1 |
| 調理員 | 3※ | 5※ | 調理業務 | 8 |
| 機能訓練指導員 | | 1※ | 機能訓練 | 1 |
| 介護支援専門員 | 2 | | 施設介護支援 | 2 |
| 事務職員 | 1※ | | 事務全般 | 1 |
| 看護職員（正） | 3 | | 健康管理 | 3 |
| 看護職員（准） | | | | |
| 介護職員 | 27 | 17 | 介護全般 | 44 |

※印：ユニット型兼務

(3) 施設の設備の概要

| | |
|------------|---|
| 定員 | 特別養護老人ホーム79名（多床室68床 従来型個室11床） ショートステイ 6名 計85名 |
| 居室 (2階) | 4人部屋 7室（1室35.34㎡）洗面所つき |
| | 2人部屋 13室（1室27.27㎡）トイレ、洗面所つき |
| | 個室 16室（1室14.58㎡）トイレ、洗面所つき |
| 居室 (1階) | 2人部屋 2室（1室34.74㎡）トイレ、洗面所つき |
| | 個室 11室（1室23.76㎡）トイレ、洗面所つき |
| 2階 | 静養室 1室（3床）、医務室 1室、くつろぎコーナー、 機能訓練室 トイレ |
| 1階 | 食堂 2室、理容室 1室、喫茶コーナー、談話コーナー 浴室（一般浴室、特殊浴室、男子・女子浴室及び脱衣室） 洗濯室 2室、会議室、面接室、厨房 トイレ |

2 サービス内容

| | |
|----------|--|
| 居室 | 従来型 階 号室 注) ご本人の状態の変化や、他の入居者の方々の状況によって居室変更を行うことがあります。この場合には事前にご連絡いたします。 |
| 食事 | 朝食 8:00～ お茶 10:00～ 乳製品を中心として水分補給 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～ 注) 提供時間はご本人の生活リズムに合わせて提供しますので、上記は目安です。 |
| 入浴 | 週に2回以上、身体的な状況を踏まえたケア計画に基づき浴槽を決定し、入浴を行ないます。 注) 体調不良等で入浴ができない場合は、状態を観察し清拭等を実施します。 |
| 介護 | ご本人の「その人らしさ(尊厳)」及び「主体性」を大切にすると共に、心身の状況に合わせた介護を行ないます。 |
| 機能訓練 | 理学療法士(月2回)とご本人の残存機能の効果的な活用方法を相談し、日常生活の行為を重ねることを基本として、機能の回復や維持をめざします。 |
| 生活相談 | 介護及び日常生活に関する相談に応じます。 |
| 健康管理 | 主治医による診察を6週に1回行います。 年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、入院治療を必要とする場合には、主治医または近隣の病院に通院します。 看護師による健康相談は毎日実施します。 注) 入居時、施設指定の嘱託医を主治医とします。 注) 入居者様の状態によっては、ご家族様の付き添いをお願いする事もあります。 |
| 理美容サービス | 当施設では理容組合等の協力で、理美容サービスを実施しています。 注) サービス内容に応じて別途料金を徴収します。 |
| 介護保険更新申請 | 介護保険更新申請を施設にて代行いたします。 注) ご希望の際は、職員にお申し出ください。 |
| 医療費等の立替 | 医療費(通院・薬)は、施設で一旦立て替え、月ごとに利用料と共に請求させていただきます。 注) 入院一時金及び入院費など、高額なものは立て替えできません。 |
| レクリエーション | 年間計画に基づいて行事を行います。 注) 行事によっては、別途費用を徴収することがあります。 |
| 認知症相談 | 精神科医による認知症相談を月2回実施します。 |

3 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

| 緊急連絡先 | 優先順位 1位 | 優先順位 2位 |
|-------|---------|---------|
| 氏名 | | |
| 住所 | | |
| 電話番号 | | |
| 続柄 | | |

注) 上記住所等に変更があった場合には、速やかに連絡をお願いします。

注) 入院の場合には、速やかに入院手続きをお願いします。

4 サービスの特徴等

(1) 施設方針

- ① 自分のペースで自分らしい生活
- ② のんびり、穏やかな毎日
- ③ あたりまえの生活の営み

(2) 介護方針

- ① 一人一人の生活に合わせた介護の実践
- ② 常に考え、想像し、やってみる
- ③ 介護技術の向上

(3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的にすすめます。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会時間 7:30～19:30
面会時は面会票への記入をお願いします。
- ② 外出、外泊
ご希望日の3日前までに届出をお願いします。
- ③ 飲酒、喫煙
飲酒については、生活習慣にあわせて体調への不安がない範囲でお飲みいただけます。
喫煙についてはご本人で管理できる場合のみ所定の場所で喫煙可能です。
- ④ 設備、器具の利用
施設内で利用できる範囲で使用できます。
- ⑤ 金銭、貴重品の持ち込み
盗難や事故防止のため、お持ちいただかないようお願いいたします。
万が一、紛失等発生した場合は、施設での責任を負いかねます
- ⑥ 所持品の持ち込み
ご本人の生活動作の妨げにならない範囲をお願いします。
- ⑦ 通院
ご本人やご家族等の状況に合わせて援助します。

⑧ 宗教活動

ご本人の範囲のみ自由です。他の入居者等については一切禁じます。

⑨ ペット

飼育等、一切禁じます。

6 非常災害対策

| | |
|---------|--|
| 災害時の対応 | 人命を守ることを最優先とし、非常災害計画に基づき対応します。 |
| 防災設備 | 自動火災報知機、非常放送設備、自動通報装置、スプリンクラー設備、消火器、誘導灯及び誘導標識、AED（自動体外式除細動器） |
| 防火責任者 | 佐藤 俊和 |
| 火災避難訓練 | 夜間想定を含めて、年2回以上実施します。 |
| 水災害避難訓練 | 年1回以上実施します。 |

7 賠償責任

施設が契約に基づきサービスを提供し、施設管理や施設業務に起因する事故等により、ご本人の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その賠償の責任を負います。

8 サービス内容に関する相談・苦情窓口

施設では、利用者からの苦情の適切な解決のため、下記体制を整えています。

(1) 施設相談窓口

細貝 力 (連絡先) : 049-251-1030

(2) 第三者委員

山口 由美 (連絡先) : 048-260-7696 (十文字学園女子大学)

熊木 佐知男 (連絡先) : 049-254-9706

勝山 祥 (連絡先) : 090-7190-2274

(3) 行政機関その他の苦情受付期間

富士見市高齢者福祉課介護保険係 電話 (049) - 251-2711 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 (048) - 824-2761 (代)

9 当法人の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 板倉 勝男 |
| (3) 所在地・電話番号 | 富士見市大字鶴馬3360番地1 (049-251-1030) |
| (4) 定款に定めた事業 | 特別養護老人ホームの経営 老人短期入居事業の経営 老人デイサービス事業の経営 |

老人介護支援センターの経営
放課後児童健全育成事業の受託
生計困難者に対する相談支援事業
訪問看護ステーションの事業
居宅介護支援の事業
地域包括支援センターの受託事業

特別養護老人ホームふじみ苑の入居にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

説明者 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
特別養護老人ホームふじみ苑

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、特別養護老人ホームふじみ苑についての重要事項の
説明を受けました。

入居者 氏名 _____ 印

(代理人) 氏名 _____ 印

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑（従来型）

重要事項説明書

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団